

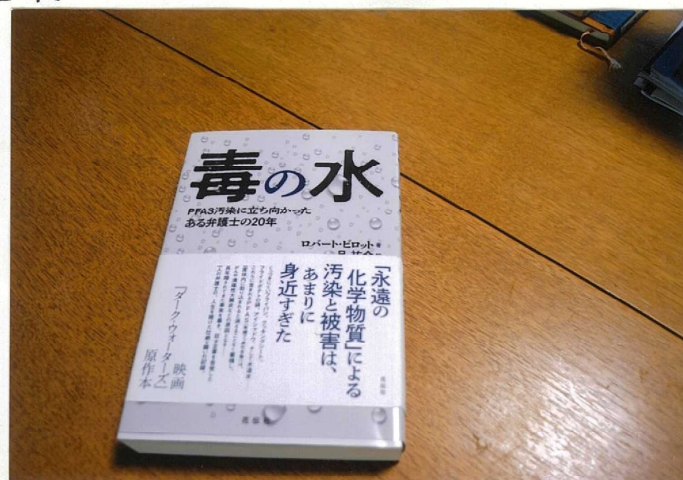
環境教育「まず、今できることから」

歴史に学ぶ

発行所：地域環境活性化協議会
編集者：代表幹事 高橋 賢一
連絡先：市民活動支援センター
尾張旭市渋川町三丁目5番地7
(渋川福祉センター内)
TEL 0561-51-2878



水質基準に PFAS 水道定期検査義務
環境省は、発がん性が指摘される化学物質 PFAS の一部について、2026 年 4 月から水道法上の水質基準の対象とすることを決めた。
全ての水道事業者に水道水の定期検査と義務付け、含有量が水 1 リットル当たり 50 ナノグラムを超えた場合は、給水停止のうえ水質改善を求める。
PFAS は有機フッ素化合物で、熱に強い性質からライノールのコーティングや泡消火剤などに広く使用されているが、特に PFAS の一種「PFORA」と「PFOR」は発がん性のある有害物質で、国は製造・輸入を禁止。2020 年には「PFORA」と「PFOR」を含む 2 リットルの水も毎日飲んで、健康に影響がない含有量とし



1 リットル当たり 50 ナノグラムの暫定目標値を定めた。ただ水質検査など法的な義務付けはなかった。
しかし、各地の河川や井戸水から検出が相次ぎ、国は今年専門委員会を設け、暫定目標値より規制が厳まる水質基準への引き上げる議論を開始。水道水からの検出状況について初の全国調査も実施し、20 年～23 年度に 14 事業者で暫定目標値を超える濃度が検出される。
水質基準には暫定目標値と同じ数値を用いる方針。水道事業者は原則 3 カ月以内に国水質検査を義務づけられる。
「安全な水」を確保するため、専門委員会では「安全管理強化が必要か」との見解が示された。
水質基準には暫定目標値と同じ数値を用いる方針。水道事業者は原則 3 カ月以内に国水質検査を義務づけられる。

